

1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

2 事業の概要

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項等について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

マンションの建替え等の円滑化に関する法律、建築基準法施行令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

議案第32号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する事務並びにこれらに関連する事務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

別表第2（第2条、第4条関係）

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1～44	略	
45	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。） <u>第137条の12第11項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和の認定の申請に対する審査	略
46	令 <u>第137条の12第</u>	略

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する事務並びにこれらに関連する事務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

別表第2（第2条、第4条関係）

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1～44	略	
45	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。） <u>第137条の12第6項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和の認定の申請に対する審査	略
46	令 <u>第137条の12第</u>	略

<u>12項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和の認定の申請に対する審査
47 ～ 50 略

別表第8 (第2条関係)

マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料

区分	金額
<u>マンションの再生等</u> <u>の円滑化に関する法</u> <u>律第163条の59</u> <u>第1項の規定に基づ</u> <u>くマンションの容積</u> <u>率又は各部分の高さ</u> <u>に関する特例の許可</u> <u>の申請に対する審査</u>	略

<u>7項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和の認定の申請に対する審査
47 ～ 50 略

別表第8 (第2条関係)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料

区分	金額
<u>マンションの建替え</u> <u>等の円滑化に関する</u> <u>法律第105条第1</u> <u>項の規定に基づくマ</u> <u>ンションの容積率に</u> <u>関する特例の許可の</u> <u>申請に対する審査</u>	略

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

1 改正理由

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の一部改正が令和8年4月1日に施行されること、「建築基準法施行令」の一部改正が令和7年11月1日に施行されたことから、本条例で引用している法律の題名や条項について、所要の改正を行うものです。

(令和8年4月1日施行)

2 主な改正内容

法改正の内容	手数料条例の改正内容
<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</p> <p>① 法律の題名が改正されました。</p> <p>② マンションの管理や再生の円滑化を図るため、既存制度の見直しや新たな制度等が創設されました。</p>	<p>第1条及び別表第8（マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料）</p> <p>① 法律の題名の改正に伴い、第1条及び別表第8を改正します。</p> <p>〔旧〕マンションの<u>建替え</u>等の円滑化に関する法律 〔新〕マンションの<u>再生</u>等の円滑化に関する法律</p> <p>② 制度の見直しや創設による引用条項の整備等を行うもので す。</p> <p>〔旧〕法律第<u>105</u>条第1項 〔新〕法律第<u>163条の59</u>第1項</p>
<p>建築基準法施行令</p> <p>建築物を改修する際の現行基準適合義務の緩和措置に屋根、外壁、軒裏の防耐火性能に関する規定が追加されました。</p>	<p>別表第2（建築基準法関係手数料）</p> <p>緩和措置が追加されたことによる引用条項の整備を行うもので す。</p> <p>〔旧〕令第137条の12第<u>6</u>項、第<u>7</u>項の規定に基づく… 〔新〕令第137条の12第<u>11</u>項、第<u>12</u>項の規定に基づく…</p>